

プリペイドカードの購入を指示する業者に注意!

～カード番号を教えた後の返金は困難です～

プリペイドカード式の電子マネーは、最近広く販売されるようになり、インターネットでの決済手段として利用されています。しかし、全国の消費生活センターには、この電子マネーを不正に取得しようとする「詐欺業者」とのトラブルが複数寄せられるようになり、柏市消費生活センターにも事例のような相談がありました。

事例1

スマートフォンを操作中、ネット広告に触れたところ、アダルトサイトに入ってしまった、登録になった。そのサイト業者に電話をかけて事情を説明すると「もう登録になっているので、料金を払ってもらわなければならない」と言われ、コンビニに行き、10万円のプリペイドカードを買って、その番号を電話で知らせるようにと指示された。

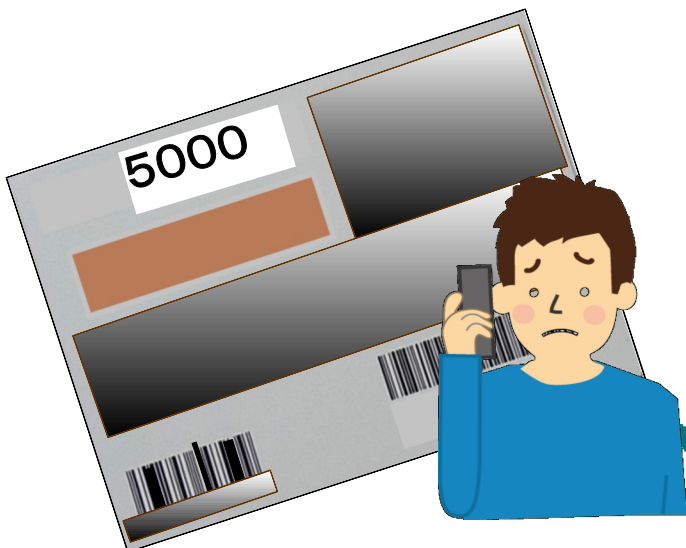
事例2

携帯電話に「サイトの料金が未納である」「無料期間中に登録したサイトが未だ退会になっていない」というメールが届いた。メールの差出人に理由を問い合わせたところ「今すぐ料金を支払えば、訴訟はしないとわれ、5万円のギフト券を2枚買い、その番号を写真に撮って、メールで送信するように」と求められた。

2例とも料金の支払手段としてプリペイドカードやギフト券の購入を指示され、要求どおりにカードに記載された番号等を伝えてしまい、お金を詐取されたという相談です。

カードそのものを相手に渡していないので安心してしまいがちですが、記載された番号等を伝えることは、購入した金額を相手に渡したことと同じです。業者は番号等を聞いた後にすぐに使ってしまいうため、だまされたことに気づいたときには、金額が残っておらず、また、業者とも連絡が取れなくなるため、返金を求めることは困難となります。

「おかしいな」と気づいたら、すぐに消費生活センターにご相談ください。



「コンビニでプリペイドカードを買って番号を教えて」



詐欺業者の可能性 **大**
だまされないように注意しましょう。